

特定非営利活動法人

さがみはら市民会議 会報

2008年1月

あけましておめでとうございます



今年も住みよ
いまち作りの
ため、市民活
動の活性化を

さがみはら市民会議が引き続き サポセンの運営にあたることに

当会は、昨年12月8日の市の選定委員会でサポセンの運営に関する考え方をプレゼンテーションしました。その結果、市長からサポートセンターの受託が決定した旨の通知を受領し、新年度以降も引き続き、サポセンの運営にあたることとなりました。運営に対する考え方の概要は次のとおりです。

運営の主要な考え方

私たちが運営するサポセンは、引き続き市民の活動を支えると共に、行政・企業・地域団体・NPOとのパートナーシップ作りを推進し、市民活動の民間支援組織として新しい市民社会創造を目指すサポセンを目指していきます。主要なポイントは以下のとおりです。

- ・さがみはら市民会議の特質を生かした運営
→当会会員は様々な分野で活躍していますので、それぞれの持つネットワークや経験を生かした運営を目指すということです。スタッフとのコミュニケーションの充実が必要です。
- ・利用者の意見を取り入れたサポセン作りを行うこと。
- ・現状は、サポセンスタッフのボランティア的な部分に依存している面が多分にあります。班活動などソフト面でセンターの重要な役割に従事するものなので、今後は予算の増額を強く要望していきます。
- ・極度に利用度の低い時間帯の扱いについて、データをもとにした再検討を進めます。
- ・利用者団体との様々な方式による緊密なコミュニケー

ションを行います。

- ・さがみはらパートナーシップ市民フォーラムや市民ファンドとの連携を進めます。
- ・次回のセレクションにおいて、新たなサポセンの担い手が立候補したくなるような財政的な基盤整備につき、引き続き市と協議を進めます。

そのほか、市民のサポセン認知度を向上させるための広報活動、たすかるバンクの利用促進などに力を注ぐこと。政令指定都市となった場合の、地域サポセンのあり方についても、今後検討・提案をしていく必要があるものと考えられます。

新市 市民活動団体交流のつどい

「福祉移送について考えてみよう」開催

昨年11月17日に、掲題の会合が県立相模湖交流センターにおいて開催されました。これは、当会（政策情報委員会）と相模原ボランティア協会の共催で行われたものであり、一昨年に続き2回目のつどいで、今回のテーマは、福祉移送について。41名の参加者でした。

テーマの意味

新市誕生と政令指定都市への流れは、行政の規模拡大による効率化を目指したものでしたが、一方では都市内地域格差の是正にも向かうべきものです。しかし、現状において、既に無視できない格差問題が多々あります。その一つが「福祉移送問題」です。

単独での移動が困難なのは、身体障害者や要介護者だけではありません。自ら移動手段を持たず、公共交通機関が身近になく、利用できない市民は皆「移動困難者」ということができます。今回の会は、福祉の視点からこれらの問題について情報交換を行い、現状の課題の把握をしようということでした。

有償運送ということ

平成16年度に制定された国土交通省の福祉有償運送及び過疎地有償運送に関するガイドラインによって、いわゆる違法な白タクではなく、専門業者でなくとも一定の要件を満たすことで適法な有償運送が可能となり、NPO法人などによる有償運送が行われるようになってきました。

話題提供いただいた方々

会合では、福祉有償運送事業に関りのある方3名に、それぞれの立場からお話をいただきました。



有償運送制度について

～ 相模原市障害福祉課 主幹 田中 義幸 様 ～

この制度での登録要件は五つあります。誰が(運送主体)、誰を(利用者)、いくらで(利用料)、どんな車で(使用車両)、どういう運転者が(運転者要件)ということです。運送主体は、株式会社はだめで、非営利法人がやって下さいということ。社会福祉法人、医療法人、生協、農協、特定非営利活動法人等が含まれます。安全運行のための体制を整えるために、それを継続するために法人化し、法人として安全を確立して下さいということです。

利用者は、基本的には交通弱者。身体障害者、要介護者、要支援者、知的障害者、精神障害者と幅広くなっています。利用料については、輸送対価はタクシー料金のおおむね1/2以下、そのほか迎車回送料、待機料、介助料、福祉車両の実費ということで決まっています。運転者要件は、二種免許取得者ですが、研修を受けた一種免許取得者も認めますということになっています。介護が必要になってきますので、介護福祉士やヘルパーの方、その資格がなくても研修を受けた方もいいですよということになっています。

もちろん、この方法によらないボランティア活動も可能です。あくまで利用者の任意による謝礼、地域の流通通貨、実際に運送に要したガソリン代、通行料、駐車代等の支払いの場合は、前述の登録を必要としない場合があります。

有償運送事業の登録状況ですが、平成19年9月30日現在で、事業所数は15法人。車は125台。福祉車両は48台、セダンが77台。運転者は230人。二種免許が35人、一種が194人。利用登録者数1454人となっています。

津久井地域での有償運送事業

～ 相模原市社会福祉協議会津久井地域事務所
チームリーダー 東海林 敏幸 様 ～

旧市と津久井4町とはサービスが違って、津久井では、市から障害者等の移送サービスの委託事業を受け

ていますが、旧市のあじさい号では障害者手帳1,2級の方だけが無料、4町は有償によるサービスということでまったく違う形になっています。これは、4町の時代からの事業をそのまま引き継いでいるためです。

津久井では3つのNPO法人が有償運送事業を展開しています。それとは別に、市社協が、市からの委託事業として津久井で行っている有償運送事業は、移送料1キロ50円、待機料金は1時間300円で1時間を越えると30分ごとに150円、ただし最初の30分は無料となっています。運行上の課題としては、社協で行っている移送サービスということで利用目的は通院、公共機関での手続き、施設への入退所等に限定されているということです。

有償運送事業者として

～ NPO法人 ワーカーズコレクティブ わっか
代表 若林 恵子 様 ～

会を立ち上げたのは2000年5月。その時の利用会員はゼロでケア者は17名いましたがほとんど開店休業という状態でした。そのうちにだんだんと知られるようになり、2003年にはNPO法人化し、日本財団より福祉車両をいただきました。2004年には並木に事務所を持ち、2005年7月に道路運送法80条の福祉有償運送許可を受けました。年間実績は、昨年度4,476件、月300～400件の活動をしています。利用会員は271名で、ワーカーが37名、福祉有償運転者の登録は20名です。

有償事業のほかに、ボランティア活動として、おたのしみ企画を年4回行なっていて、宮ヶ瀬、深大寺、寒川神社の初詣等いろいろな所へ行っています。月1回定例会を開き、情報交換をして、よりよいケアを心がけています。有償移送サービスを主事業としている私どものようにNPO法人は、あまりしっかりとした事務局機能も持っていなかったので書類作成が大変でした。その後の書類報告も大変です。

利用者から、ありがとうと言ってくれたのが何よりの励みですし、社会に貢献し、移動の自由を進めるためにちょっとはお役に立っているということで皆楽しくやっていますし、やめたいと思った事はありません。

課題さまざま

3名のお話の後、参加者との間でいくつかの疑問があり、以下の課題が浮かび上がってきました。

- ・有償事業者の情報が広く閲覧できるようになっていない。
- ・旧市と津久井地域とで福祉車両の運行制度が大きく異なる。
- ・事業者の事務負担、費用負担が大きく、広がりにくい。
- ・今後、有償事業者の連携ができるといいのではないかと。

市内地域間格差の課題として改善の必要性を強く感じました。今後のアクションを検討したい問題です。 T. N.